

登記していない家屋にも固定資産税はかかりますか？

登記しているか、していないかにかかわらず、課税対象となる家屋の条件を満たしていれば固定資産税がかかります。

なお、市では市内の巡回調査と合わせて、航空写真を使った家屋の異動調査を実施しており、この調査で新築・増築・滅失等により前年と家屋の形状が異なるものを判読して市内の家屋の状況把握に努めております。

これらの調査により家屋の異動が判明した場合には、固定資産評価額算定のための戸別訪問調査をお願いしますので、ご協力をお願いします。

調査の内容については、「家屋調査について」を、評価額の算出方法については、「家屋の評価のしくみ」をご覧ください。